

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令案

1. 改正の趣旨

今般、国家公務員災害補償法に基づく「人事院規則一六一〇（職員の災害補償）」（昭和 48 年人事院規則 16-0。以下、「規則」という。）第 31 条第 1 項で規定する葬祭補償の額が改定される予定である。

これを受け、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和 31 年政令第 335 号。以下「令」という。）において、非常勤消防団員等が公務等により死亡した場合における葬祭補償の額（規則第 13 条第 1 項を参考に規定しているもの）の改定を行う。

2. 改正の概要

- 令第 11 条に規定する非常勤消防団員等が公務等により死亡した場合における葬祭補償の定額部分の額を次のとおり改定する。

令第 11 条における 改定前の定額部分の額	令第 11 条における 改定後の定額部分の額
315,000 円	330,000 円

3. 施行期日等

公布予定日：令和 8 年 5 月下旬

施行日：公布日

適用日：令和 8 年 4 月 1 日